

ID: 125

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第43条
例 規 番 号	平成9年条例第31号

【根拠条文】
(自動車保管場所の使用許可)
第43条 市営住宅の自動車保管場所(以下「保管場所」という。)を使用しようとする者は、自動車保管場所使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

【基準】
根拠条文及び第44条の規定による。
(使用者の資格)
第44条 保管場所を使用する者は、次の各号に掲げる条件をいずれも具備する者でなければならない。
(1) 市営住宅の入居者又は同居者であって、当該市営住宅に設置されている保管場所を自ら使用するために必要としていること。
(2) 第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別表第2に定める市営住宅の入居者又は同居者は、同表の保管場所を使用することができる。

別表第2(第44条、第45条関係)
自動車保管場所使用料

保管場所	使用料月額(円)
翠ヶ丘町5番住宅	8,000 建物内10,000
翠ヶ丘町23番住宅	8,000
楠町住宅	8,000
宮塚町2番住宅	8,000
大東町4番住宅	8,000
大東町5番住宅	8,000 建物内10,000
大東町11番住宅	8,000
大東町14番住宅	8,000
大東町15番住宅	8,000
大東町16番住宅	8,000
大東町17番住宅	8,000 建物内10,000
南芦屋浜団地	8,000 建物内10,000
高浜町1番住宅	8,000

標準処理期間		15日	
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日